

第163回 石川県都市計画審議会

平成28年2月23日（火）10時00分から
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第163回石川県都市計画審議会を開催いたします。それでは、審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして、常田土木部長から一言ご挨拶申し上げます。

◎常田部長 : 石川県土木部長の常田でございます。本日はお忙しい中、川上会長を始め委員の方ご出席を賜りました。ありがとうございます。そして、日頃から、土木部の石川県の行政、特に都市計画行政につきまして、ご指導・ご支援を賜っておりますことに対し、重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

さて、北陸新幹線金沢開業から、約1年を経過しました。この間の賑わいというのは、皆様ご承知のとおりでございますけれども、例えば、兼六園、金沢城などが1.5倍、1.8倍の観光客が押し寄せておりますし、また、金沢市中心部だけではなくて能登の方、和倉温泉とか輪島朝市なども増えておりますし、それから加賀温泉郷でも大方2割程度の観光客が増えているということでございます。これらにつきましては、私どもがこれまでに進めてきました、里山海道などの広域交流ネットワーク道路の整備ですとか、観光周遊道路の整備、そして、まちなみ景観の魅力アップ、こういったことも少しはお役に立っているのかなと思っております。この新幹線開業効果をさらに持続、発展させるためにも、さらに土木部といたしましては、ダブルラダー輝きの美知の整備の実現とか、金沢城公園のさらなる整備、そして、無電柱化を核としたまちなみ景観の創出など、今後も引き続き都市基盤の整備推進に努めていくこととしておりますので、委員の皆様の更なるご指導・ご支援を賜りたいと感じております。

さて、本日の審議会では、都市計画道路の変更、それから加賀市における都市計画区域の再編など、12件の案件についてご審議を頂くこととしております。委員の皆様方には、何卒適切なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしく願いをいたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まず、議事次第A4の1枚、議案書A4の冊子、議第1574号議案書別冊用の冊子、参考資料都市計画決定案件 市町決定についてA3の1枚をお配りしております。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

議案書の1ページをご覧ください。今回、新たに就任されました委員につきまして、ご報告申し上げます。関係行政機関の委員として、北陸農政局長の小林厚司様に、ご就任いただきました。次に2ページにお進み下さい。臨時委員におかれましては、近畿中部防衛局長の竹中正二郎様にご就任いただきました。以上、委員の変更についてご報告致します。なお、本日の審議会には、出

席依頼委員 22 名中、15 名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしく申し上げます。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局からご報告がありましたように、半数以上の出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、北尾委員と中島委員をお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： 都市計画課の田中と申します。よろしくお願いいたします。それでは、前回第 162 回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。前回の審議会にて、承認する旨答申のありました、議第 1564 号白山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議第 1565 号白山都市計画 区域区分の変更、及び 議第 1566 号金沢都市計画 区域区分の変更は平成 27 年 10 月 2 日に県告示を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4 ページにありますように 12 件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、議第 1567 号「輪島都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それでは、議第 1567 号 輪島都市計画道路の変更 河井町横地線についてご説明いたします。議案書は 5 ページ、図面は 6 ページとなります。

前面のスクリーンでご説明させていただきます。まず、位置図でございます。位置関係でございますが、こちらが「輪島市役所」、「マリンタウン」、「国道 249 号」、旧輪島駅の「道の駅輪島」、そして「輪島バイパス」昨年 7 月に一部区間が供用開始をしております。これに囲まれるように「輪島の中心街」が形成されています。

今回、変更の対象となる路線は、こちらの都市計画道路 河井町横地線です。本路線は輪島市中心部を南北に結び、現在事業中である能越自動車道の輪島インターチェンジに接続する主要な幹線道路であり、昭和 14 年に延長 1,740 m、代表幅員 16 m で都市計画決定されております。また、沿道では商店街が形成され、生活を支える重要な路線でもあります。このうち、北側の河井中央交差点から輪島駅前交差点までの間、約 530 m は平成 21 年に完成しており、残る未整備区間のうち赤色で示してある輪島バイパスと交差する杉平町交差点までの 1,020 m について、今回、街路整備の着手に伴い、変更を行うものであります。

完成済みの区間についてご紹介いたします。平成8年度より事業を開始し、平成17年度にⅠ期区間300m、平成21年度にⅡ期区間230mが完成しています。市中心部の重要な道路にもかかわらず、歩道も無く、幅員約7mの狭小な道路でありましたが、両側に歩道を有する幅員16mにて整備が完了しております。

「輪風」まちづくりをテーマに、住民が作ったルールに基づくまちなみの形成や事業を契機として沿道商店街によるまちづくり活動の活性化などが図られています。

次に変更区間1, 020mの現況でございます。今回の変更区間は輪島駅前交差点から輪島警察署の前を通り、249号輪島バイパス杉平町交差点までの区間であり、この区間は現状2車線あるものの、大型車の交差時などで通行に支障がある状態でもあり、また、カーブ区間では見通しも悪いという状況にあります。また、歩道は片側のみで、狭いところでは幅が1.2m程度しかなく、歩行者同士のすれ違いも厳しい状況となっております。

次に河井町横地線の変更についてご説明いたします。背景ですが、黄色で示した国道249号輪島バイパスの700m区間およびそれに接続する区間が、それぞれ両側歩道で、昨年7月に開通しております。これによりまして、市中心部へのアクセス性が向上し、周辺道路のネットワークに変化が生じてきております。このため、街路整備の事業化に併せて、道路幅員のあり方の再検討を行っております。

昨年10月の交通量の結果から、自動車の交通量は7,400台で、特段、変更の必要はないとの結果でありました。ただ、歩行者の交通量は40人程度、自転車の通行量は60人程度であり、歩行者等の利用があまり多くないということから、今回、歩道の幅員を3.5mから2.5mにすることといたします。これによりまして、道路の総幅員は16m、現在決められている16mから14mに変更するものでございます。

説明は以上でございますが、最後に、本案件は1月22日から2月5日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1568号「志賀都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議案1568号 志賀都市計画道路の変更 甘田直海線についてご説明します。議案書は7ページ、図面は8ページとなります。前面のスクリーンでご説明をさせていただきます。

まず本県における都市計画道路見直しの取組状況についてご説明いたします。都市計画道路の多くは、高度経済成長期に人口の増加、市街地の拡大等を

前提に決定されたものであり、20年以上の長期間が経過しても、事業が未着手のものがある状況であります。このため、現在の情勢に照らして、計画の必要性や事業実現性を評価し、適正な都市計画道路網の策定に向けた見直し作業に取り組んでいます。

長期未着手となっている都市計画道路については、人口、交通需要の変化、まちづくりの方向性の変化、公共事業費の縮減などの社会情勢の変化により、都市計画道路の必要性が変化してきており、県内全域において都市計画道路の見直しに取り組んで来ております。

県内の見直しの取り組み状況について、ご説明いたします。本県では平成15年度に、長期未着手の都市計画道路の見直しを進めるため「都市計画道路見直しガイドライン」を策定し、各市町において順次、見直しを進めてきております。これまで、金沢市を始めとし8市2町で見直しを行ってきております。これらの見直しの結果、県全体では、平成27年3月時点で、20年以上未着手となっている都市計画道路は108kmで、全延長のうち10.8%となっております。また、現在、志賀町をはじめ、5市町で見直しを鋭意実施中でございます。本日は本案件の志賀町のほか、赤で示した羽咋市、内灘町についても、ご審議いただく予定としております。

次に志賀町の志賀都市計画道路見直しの経緯について、ご説明いたします。

志賀町では、平成24年度より都市計画道路の見直し作業に着手しており、これまでに「見直し検討委員会」を計8回開催し有識者による議論を重ね、平成26年度より住民説明会による合意形成や関係機関との調整を行い、先般、見直しの原案が決定となりました。志賀都市計画区域の全9路線のうち、見直し検討の結果、8路線で見直しや廃止などの変更が必要となり、そのうち、甘田直海線が県管理道路を含むため県決定ということで、本審議会に諮ることとなりました。

都市計画道路 甘田直海線の概要について、ご説明いたします。まず、位置関係でございますが、図は志賀都市計画区域を示しています。位置関係ですが、こちらが「のと里山海道」、左が「日本海」、「中心市街地のある高浜地区」でございます。今回変更となる甘田直海線は志賀町の中心市街地である高浜地区と羽咋方面および輪島方面を南北に結ぶ主要幹線道路であり、国道249号でもございます。昭和50年に延長14,540m、代表幅員16mで都市計画決定されたものであります。

今回の都市計画道路につきましては、国道249号の一部であり、能登中核工業団地やのと里山海道との連絡道路としての役割も担っており、第1次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線でございます。現状は、右の方の写真にありますように、主に地方部を通る路線であり、今回、赤線で示した高浜市街地以北9,440mについて、変更を行うものでございます。

次に甘田直海線の変更の概要です。沿道で開発計画が特になくことや、歩行者・自転車の交通量が、あまり多くないということから、そういった状況を踏まえ、整備済の断面に併せた変更を行うこととしました。現在の決定の両側歩道から片側歩道とし、これによって、道路幅員を16mから12mに変

更するものでございます。

次に道路線形の変更についてご説明します。米町川は、富来地区から本路線に沿って流れ、高浜市街地の北で日本海に注ぐ二級河川であり、現在、下流側から順次、河川改修が進められております。

今回、本路線と交差する区間においても河川拡幅を行うこととなったため、米町川橋を架け替えする必要性が生じ、橋梁の架け替え中における道路交通を確保やコスト低減の観点から、新たな橋梁を上流側で架け替えることといたしました。これにより、約600mの区間において道路線形を青色から赤色の上流側へ変更を行い、これに伴いまして、都市計画決定の路線総延長は10m短くなり、14,530mとなります。

説明は以上でございますが、最後に、本案件は1月19日から2月2日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものいたします。

それでは、議第1569号「羽咋都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議案1569号 羽咋都市計画道路の変更 的場飯山線及び柳田滝港線についてご説明します。議案書は9ページ、図面は10ページとなります。

羽咋市の都市計画道路見直しの経緯について、ご説明いたします。羽咋市においては、平成24年度より都市計画道路の見直し作業に着手しており、これまでに「見直し検討委員会」を3回開催し有識者による議論を重ね、平成26年度より住民説明会による合意形成や関係機関との調整を経て、見直しの原案が先般、決定となりました。

羽咋都市計画区域の内、全区間19路線のうち、見直し検討の結果、9路線で見直しや廃止などの変更が必要となっております。このうち、2路線 的場飯山線、柳田滝港線が県道を含むため県決定となり、本審議会に諮ることとなりました。

路線の概要について、ご説明いたします。まず、位置関係です。図は羽咋市中心部を示しており、こちらが「羽咋市役所」、「羽咋駅」、「のと里山海道、千里浜インターチェンジ、柳田インターチェンジ」、「国道249号」でございます。的場飯山線は、羽咋市中心市街地と市の東部地域を結ぶ幹線道路であり、昭和52年に延長4,650m、代表幅員16mで都市計画決定されたものであります。今回、未整備区間である赤色で示した520mについて変更を行います。

次に、柳田滝港線については国道249号から寺家工業団地や滝港へのアクセス道路として、また国道249号のバイパス道路として昭和52年に延長2,250m、代表幅員27mで都市計画決定されたものであります。今回、

路線全体を見直すこととし、路線総延長2,250mのうち終点側の約1,000mを廃止し、残る区間1,250mについては、寺家工業団地へのアクセス道路として幅員見直しの変更を行います。詳細については、次に述べます。的場飯山線の見直しの概要です。まず、現況でございますが、写真①のように、羽咋駅の少し北になりますが、平成21年に的場跨線橋が完成しております。また、写真②の今回変更する区間は、現道がありますが歩道がないような状況です。残る写真③の区間は、概ね片側に歩道を有する道路であります。今回変更する、赤い線の520mの区間においては、沿道は主に農地で土地利用の計画が特にないことから、両側歩道の決定を、コスモアイル羽咋や羽咋運動公園に近い南側のみの片側歩道に変更することといたします。また、歩行者・自転車の交通量もあまり多くないということから、歩道の幅員を3.5mから2.5mといたします。これにより、道路の総幅員を16mから11mに変更するものです。

次にもう1路線、柳田滝港線の見直しの概要です。決定当初は、国道249号のバイパス機能や、寺家工業団地へのアクセス道路として4車線の幅員27mで決定されております。現状は写真①や②のように片側歩道で一部区間を除き整備済みの状況であります。今回、青色で示した終点側の1,000mについては「のと里山海道」の無料化により、国道249号の役割が軽減されたため、本路線のバイパス機能の必要性が低下したことなどにより、青色の区間については廃止することとします。また、赤色で示した国道249号から寺家砂山線の1,250mについては、寺家工業団地へのアクセス道路として今後も一定の役割が必要であることから、4車線から2車線に、また両側歩道から片側歩道に都市計画を見直し、道路幅員を27mから12mに変更するものです。

最後に、本案件は1月8日から1月22日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1570号「金沢都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1570号「金沢都市計画道路の変更について」でございます。議案書は11ページ、図面は12ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

内灘町における都市計画道路網見直しの経緯について、ご説明いたします。

平成22年度より都市計画道路の見直し作業に着手し、平成23年度より「見直し検討委員会」を3回開催し有識者による議論を重ね、平成27年度の住民説明による合意形成や関係機関との協議を経て、見直しの原案が決定となりました。見直しの結果、内灘町内の都市計画道路全15路線のうち、3路線について都市

計画の変更が必要となりました。うち、今回1路線 向栗崎放水路線が県道を含むため県決定となり、本審議会に諮ることとなりました。

向栗崎放水路線の現況についてご説明します。位置関係は、こちらが「のと里山海道」「内灘町役場」「金沢医科大学病院」「内灘大橋」「河北潟」でございます。今回対象となる向栗崎放水路線は、青線の県道 松任宇ノ気線のバイパス機能として、昭和47年に両側に歩道を有する4車線の幅員22m延長3,240mで都市計画決定されたものであります。現状は、写真①が河北潟放水路に架かる内灘橋区間、②が蓮湖渚公園へのアクセス道路として2車線で暫定整備された区間、③が現道のない農地の区間、④が青線の県道 松任宇ノ気線の現道であり、1日に1.2万台程度の車が通行しております。

変更の背景・内容について説明します。まず、背景ですが、平成13年の内灘大橋の完成や、平成25年ののと里山海道の無料化に伴い、周辺の交通状況が変化しております。このため、交通量調査を実施し再検討した結果、本路線については、一定のバイパス機能は今後も必要であるものの、4車線までの必要性は低いことから、幅員構成の見直しが必要と判断されました。具体的には、本路線のすべての区間について4車線を2車線とし、両側歩道を片側歩道に変更することといたします。

変更の詳細について説明します。まず、北の方からになりますが、内灘橋を含む区間①の400mについては、内灘橋は今後も長寿命化を図りながら利用する計画とされているため、現況にあわせ片側歩道の9.5mとします。路線の主たる部分を占める農地の区間②の2,290mについては、沿道の土地利用から判断し片側歩道の11.5mとします。また、残る区間③の550mについては、整備済みの断面にあわすこととし、両側歩道を有する幅員12mとします。

最後に、本案件につきましては、今年1月15日から1月29日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1570号「金沢都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議案1570号 金沢都市計画道路の変更 小将町田上線、小立野線についてご説明します。議案書は13ページ、図面は14ページとなります。スクリーンの方でご説明させていただきます。まず、位置関係でございますが、今回の変更は、図 中央の兼六園、金沢城公園に近接する兼六園下交差点の改良に伴うものでございます。対象となる路線は、赤い線の3・4・19号小将町田上線と3・5・5号小立野線となります。2路線とも昭和5年に都市計画決定され、小将町田上線は延長4,200m、代表幅員16m、小立野線は延長3,350m、代表幅員15mの都市計画道路です。

次に、拡大したものでございます。こちらが兼六園、金沢城公園で、赤い実線が変更の対象となる区間です。今回、兼六園下交差点の抜本的な改良に伴い、小将町田上線160mと小立野線120mにおいて、幅員の変更や線形の改良を行います。

兼六園下交差点は、金沢中心部の主要な観光地を周遊する重要な交通の要所であるとともに、富山方面から外環状道路 山側幹線を経て金沢市内中心部にアクセスする広域的な結節点であります。また、兼六園や金沢城公園等への観光客が年間約100万人利用する石川県兼六駐車場に隣接しており、観光客の玄関口として多くの歩行者が行き交うなど、観光面においても非常に重要な役割を担う交差点です。

次に、交差点改良の必要性について説明します。平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、兼六園や金沢城公園を訪れる観光客が大幅に増加している中、兼六園下交差点は大きく3つの課題を抱えています。具体的には、1つ目に、観光期における交通混雑の発生、2つ目に、狭隘な歩道区間がある、3つ目に、交差点内の線形不良が挙げられます。

次に、各々について説明します。1つ目の課題は、観光期における交通混雑の発生です。中央に兼六園下交差点、左に金沢城公園・兼六園、上が橋場方面といった位置関係です。ゴールデンウィークなどの観光期において、兼六園・金沢城公園を訪れる車両が集中し、右上写真①のように、去年のゴールデンウィークでは右方向の山側環状に繋がる田井町方面で460m、画面上方向の橋場方面で330mもの交通混雑が発生しております。主な原因は、写真②のように、横断歩道を通行する多くの観光客による車両交通の分断や、写真③のように、兼六駐車場への入庫待ち車列の発生により、交差点の処理能力が著しく低下することなどが挙げられます。

2つ目の課題は、多くの観光客が行き交うにもかかわらず狭隘な歩道区間があることです。右上の写真①をご覧ください。観光物産館前の歩道において幅員が1.5mしかない区間があり、すれ違いも厳しい状態となっております。また、写真②のように、信号待ちの空間も手狭で、ピーク時には多くの観光客で飽和状態となります。

3つ目の課題として、交差点内の線形不良が挙げられます。本路線は、橋場方面と石引方面との線形において交差点内で不整合が生じており、車両の交差時などで事故も発生しております。

今般、県ではこれらの課題に対応するため、兼六園下交差点を抜本的に改良することとしました。交差点から右に伸びる小将町田上線は、交差点部において図のA—A断面にあるように、現在の4車線に、車線を両方向に1車線ずつ追加して6車線にすることにより、交通の円滑化を図ります。また、小立野線も、図のB—B断面にあるように、線形の改良にあわせて、ゆとりある歩道幅員や溜まり空間、バスベイの確保を図ります。拡幅する範囲は沿道における家屋等の立地状況や事業費の観点から総合的に判断し、兼六駐車場側とすることと致します。あわせて、兼六駐車場は拡幅に伴い抜本的に再整備することとしており、現在、新しい駐車場のあり方について鋭意検討を進めているところで

あります。

このような交差点の拡幅に伴い、今般、2路線の都市計画道路の変更を行います。小將町田上線は延長160mの区間において、車線数を2車線追加し、幅員を最大27mに変更します。また、小立野線は延長120mの区間において、歩道幅員の確保および交差点の線形改良のため、幅員を最大28.5mに変更します。

最後に、本案件は2月2日から2月16日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1571号と議第1572号については関連がありますので、あわせて上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議第1571号および議第1572号の案件は、能美市と小松市を跨ぐ都市計画道路 下ノ江高堂線の新規決定に関する案件となりますので、一括してご説明いたします。議案書および図面は、15ページから18ページになります。スクリーンの方でご説明させていただきます。

まず、今回決定する区間を含む能美東西連絡道路の概要について、ご説明いたします。能美東西連絡道路は、海側の県道 金沢美川小松線から国道8号線を経由し、加賀産業開発道路を結び、能美市の根上地区、寺井地区、辰口地区を東西に連絡する全長8kmの重要な道路です。地区相互の連携強化や沿道地域の活性化、防災時の避難経路の確保など、多面的な効果が期待されています。

次に、能美東西連絡道路の整備状況について説明します。位置関係ですが、こちらが「県道 金沢美川小松線」「国道8号」「加賀産業開発道路」であり、こちらが、「能美根上駅」「明峰駅」、そして「寺井の中心部」がこちらであります。また、能美市と小松市の行政境がこちらとなっており、今回新たに決定する路線は、両市に跨がる路線となります。現在の整備状況ですが、海側から、写真①にありますように、JR跨線橋を含む1.3kmは能美市施工により平成26年度に完成しております。次に、写真②にありますように、能美市寺井町中心街を含む0.96kmは同じく能美市施工により平成25年度から事業中であります。また、写真③にありますように、末信町地内0.59kmを県施行により鋭意事業中であり、春頃に完成する予定です。

今般、これまで道路の線形が定まらなかった小松市高堂町などを含む1.45kmにおいて、地元との調整の結果、線形が確定したことから、海側の整備済み区間約1.36kmと合わせ、県道 金沢美川小松線から国道8号までの区間約2.81kmを、新たに都市計画道路として決定いたします。

今回新たに決定する、都市計画道路下ノ江高堂線の現況について説明します。県道 金沢美川小松線から図中心の県道 西二口長田線までの約1.36kmについては、写真①にありますように、平成26年度までに能美市により整備

が完了しています。また、未整備区間の約1.45kmにつきましては、写真②にありますように、現道のない農地区間0.94kmと、写真③のように県道粟生小松線沿いに人家が連担している小松市高堂町の集落の区間0.51kmがあり、この現道区間では、幅員1.5mほどの歩道が片側にしかなく、道路の総幅員も8mしかないため、通学時には危険な状況が見受けられております。

次に、都市計画決定の内容について説明します。図面左 整備済みの約1.3kmについては、両側に歩道を有する幅員14mとして決定します。また、図面右の人家連担部を含む区間1.45kmについては、こちらも両側に歩道を有し、路肩は消雪設置の予定をしているため、路肩は50cmであり、幅員は12mとします。なお、本路線は、能美市と小松市に跨ることから、能美市区間である1.68kmを能美都市計画、小松市区間である1.13kmを小松都市計画として、それぞれ決定いたします。

最後に、本案件につきましては、今年1月22日から2月5日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1573号から議第1576号については関連がありますので、あわせて上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議第1573号「加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更について」、議第1574号「加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第1575号「加賀都市計画道路の変更について」及び議第1576号「加賀都市計画下水道の変更」につきましては、関連する案件であるため、まとめてご説明いたします。議案書は19ページから25ページとなります。また、議第1574号につきましては、区域マスタープランということで、別冊の計画書がございますので、あわせてご覧下さい。説明につきましては前面のスクリーンを用いてご説明させていただきます。

まず、都市計画区域の現状について、ご説明いたします。平成17年10月に旧加賀市・山中町が合併し、現在の加賀市が誕生しております。合併以来、1つの市に、黄色の加賀都市計画区域13,411ha、青色の山中都市計画区域691haと2つの都市計画区域が存在している状態であります。

次に土地利用制度の見直しについて、ご説明いたします。合併により、旧加賀市のエリアでは現在、用途地域の指定があります。一方、旧山中町のエリアでは用途地域の指定が現在ないという、1つの市に異なる2つの土地利用制度が存在している状況にあります。そこで、都市計画区域の再編及び土地利用の見直しを検討した結果、両区域は連続しており、一体の都市として整備、開発、保全することが望ましいことから、両区域を統合することが適切であるという結果に至りました。

次に都市計画区域再編と区域マス見直しの経緯について、ご説明いたします。平成23年より地元説明を開始し、同年に、市の都市計画マスタープランが策定されております。そして、さらなる、地元説明を重ね平成26年、平成27年に、「いしかわの都市計画検討専門委員会」で、本案件について学識経験者の方からご意見を頂き、昨年12月の、パブリックコメント、公聴会については、いずれも意見、申出がない状況でありました。これらの手続きを経て、今般、本審議会にお諮りする運びとなりました。

都市計画区域の再編方針としましては、これまでの黄色の加賀都市計画区域、水色の山中都市計画区域、この2つの都市計画区域を新たに加賀都市計画区域として統合することとします。また、旧山中町のエリアでは新たに用途地域を設定することとしています。

都市計画区域の再編については、左側の図に示されますように、今程説明しました、黄色の現加賀都市計画区域13,411ha、水色の現山中都市計画区域691ha、さらに、この後、詳細について説明します、赤色の新たに都市計画区域に含める東谷地区517haを加えまして、右側の図にあります、橙色の新たな加賀都市計画区域14,619haに統合するものです。

次に、東谷地区の都市計画区域への追加指定について、ご説明いたします。東谷地区は、昔ながらの農村・山村集落の趣を残す地域であり、旧山中町の中津原町、滝町、菅生谷町、四十九院町と4つの集落で構成されています。追加指定の目的ですが、山中方面に繋がる県道山中伊切線が平成12年に四十九院トンネルの開通により供用しており、これにより交通アクセス性が向上し、都市としての一体性が向上しております。また、隣接している都市計画区域の旧加賀市の東谷口地区と地理的条件や社会的条件などの差はほとんどありません。このような理由から、均衡ある土地利用と開発保全を図るため、今回、新たに517haを都市計画区域に編入します。

なお、本件、都市計画区域の変更については、都市計画法第5条第3項に基づき、県都市計画審議会の意見を聴くものであり、縦覧の手続きを要しない案件であります。

引き続き、議第1574号 加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について、説明いたします。議案書は21ページ及び別冊となります。

都市計画区域マスタープランは、県が都市計画区域毎に決定するもので、「都市計画の目標」や「主要な都市計画の決定の方針」等を定めるものです。

加賀都市計画区域マスタープラン改定の背景です。平成16年5月に加賀、山中それぞれの都市計画区域マスタープランが策定されました。その後、平成17年 加賀市の合併を経て、今般、都市計画区域の再編の伴い、加賀都市計画区域マスタープランの変更を行うものです。

区域マスタープランの計画案の内容について、順にご説明いたします。なお、現行のマスタープランからの変更点を中心に説明させていただきます。赤文字の部分が今回変更する主な箇所となります。

まず、都市計画の目標です。6つの基本方針のもと、「温泉・自然・歴史文

化を活かし、協働で歩む安心して暮らせるまちづくり」を新たに都市づくりの基本理念としております。基本方針は、流域の恵みを感じる自然と共生したまちづくり、景観と人にやさしい安全で快適なまちづくり、ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり、地場産業が息づく活力と賑わいのまちづくり、地域に学び未来への創造力を育むまちづくり、住民自治に基づく協働・交流型のまちづくり、でございます。

次に土地利用に関する主要な都市計画の決定方針です。既に市街地が形成されている山中地区において、適正な土地利用推進のため新たに用途地域の指定を行います。また、新たに用途指定する山中地区の一部において、地場産業である伝統産業の保全を図るため、特別用途地区の指定を行います。なお、特別用途地区とは、「当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定めるもの」でございます。左側の図が山中の用途地域指定のイメージ図でございます。

土地利用の方針の商業・業務地についてです。中心商業業務地である大聖寺駅周辺では、まちなかへの店舗誘致を進め、魅力・賑わいの創出を図ります。また、加賀温泉駅を中心に、加賀温泉郷の玄関口に相応しい商業集積を推進することとします。一般商業地では、既存商店街の機能充実を図ります。また、観光地については、「山代・山中・片山津」の3温泉地で、滞在型の交流拠点として温泉資源を広く活用した温泉郷づくりを展開することとしております。工業地、住宅地については、変更はございません。

都市施設の整備に関する都市計画決定等の方針です。交通体系の整備方針として、交通弱者の移動手段確保のため、路線バスによる幹線ネットワークと乗合タクシーによる面的ネットワークなどの公共交通の充実を促進します。また、道路の配置方針として、国道8号、南加賀道路、国道364号などの拡幅整備を促進することや、地域拠点を結ぶ自転車利用環境ネットワークを整備し利用促進を図ります。

下水道の整備方針は、変更なく、河川の整備方針では、安全・安心な川づくりや、親水機能に配慮した川づくりの推進を図ります。

市街地開発事業に関する決定方針です。人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、新たな市街地の形成は抑制しつつ、地域特性に応じた集約型都市づくりを推進することを今回新たに位置付けます。

続いて自然環境の整備保全の決定方針です。海岸線、農地及び森林といった自然環境の保全・再生に努めるとともに、体験活動やリクリエーションの場として適切な利用を図ることとし、また、大聖寺、橋立に加えまして、東谷地区についても景観の保全・形成を図ります。

最後に区域マスタープランの土地利用方針図でございます。7つの地域拠点として、大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、橋立、山中地域を位置付けます。都市拠点としましては、大聖寺、作見、産業拠点としましては、小塩辻、宇谷野工場団地等、また、レクリエーション拠点としましては、山代、片山津、山中等が位置付けられます。また、道路交通につきましては、国道8号、南加賀道路、国道364号を広域連携軸に位置付けるとともに、市内外の交通アクセ

スの向上を図ります。

説明については以上でございますが、本件につきまして、今年1月29日から2月12日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

次に議第1575号「加賀都市計画道路の変更について」及び議第1576号「加賀都市計画下水道の変更について」説明いたします。これらの案件は、前議案 加賀都市計画区域の再編に伴い、都市施設の名称が変更となる案件となりますので、一括してご説明いたします。議案書および図面は、22ページから25ページになります。

今般、旧山中町の都市計画道路を「山中都市計画道路」から「加賀都市計画道路」に名称変更するものです。今回対象となるのは、図の旧山中都市計画区域において、県管理道路を含む、ゆげ街道として知られる温泉中央南線や、薬師上原線、桂木線、温泉東山線の計4路線であります。なお、路線の延長・幅について変更はなく、車線数がこれまで定められていなかったため、全路線2車線に決定します。

本件につきまして、今年1月29日から2月12日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

次に、都市計画下水道の名称を「山中都市計画および加賀都市計画下水道」から「加賀都市計画下水道」に変更するものです。今回対象となる加賀沿岸流域下水道は、大聖寺川水域および加賀沿岸海域の水質保全や居住環境の改善を目的として、その区域の下水を大聖寺川浄化センターにて一括処理するものであり、昭和63年に都市計画決定されております。現在、排水区域1,162ha、下水管渠17,030m、ポンプ場は中田中継ポンプ場と加賀中継ポンプ場の2箇所、処理施設は大聖寺川浄化センターの1箇所、整備率は都市計画決定された区域のうち約50%程度となっております。

なお、本件については、名称のみの変更であり、縦覧の手続きを要しない案件であります。案の説明は、以上でございます。

◆川上会長： 議第1573号及び議第1574号につきましては、当審議会に設置されている「いしかわの都市計画検討専門委員会」に付託されておりますので、専門委員会での検討結果を高山委員長より報告していただくところですが、都合によりご欠席のため、私の方から報告いたします。

第13回いしかわの都市計画検討専門委員会の検討結果報告であります。加賀及び山中都市計画区域の再編に加え、区域マスタープランの内容について検討を行いました。その結果報告をいたします。

本案件については平成26年11月、平成27年11月に専門委員会を開催し、区域再編や区域マスタープランなどについて検討を行いました。その結果、委員より次の意見をいただいております。一つ、加賀・山中両区域の統合及び東谷地区の都市計画区域への編入は適当であること、一つ、山中地区の新規用途地域設定に関しては、住民への十分な説明が必要であること、などの意見がありました。

これらを踏まえ、今回の最終案がまとめられており、当委員会としても、計画案は妥当なものであると考えております。

以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明及び専門委員会の報告についてご質問、ご意見はありませんか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものいたします。

それでは次に、議第1577号と議第1578号については関連がありますので、あわせて上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 議第1577号「白山市福留町地内における特殊建築物の位置について」及び議第1578号「白山市大竹町地内における特殊建築物の位置について」は、同様の理由により付議するものであるため、一括してご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の位置の許可についてご説明させていただきます。建築基準法第51条のただし書の規定では、「都市計画区域内における産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、その敷地の位置について、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認めた上で、白山市などの特定行政庁が許可した場合に、新築・増築できる。」とされているため、今回、その敷地位置の支障の有無について、本審議会に付議するものです。なお、騒音・振動等の生活環境上の支障の有無等については、廃棄物処理法に基づいて別途環境部局において審査・許可を行います。

都市計画上の判断についての考え方としては大きく3点あり、一つ目は「土地利用計画との整合」。市街化区域の場合は工業系の用途が望ましいなど、二つ目は「搬入路の確保」。例えば、主な道路が整備されているかなど、三つ目としては「敷地周囲の修景等」。緑地の保全又は整備を行うことが望ましいなど、このように『都市計画運用指針』において示されています。

まず、今回対象施設の二件の位置です。こちらが国道8号、美川インターから伸びるこちらが県道鶴来美川インター線となります。JR加賀笠間駅に近く、国道8号水澄町交差点近くの赤く着色した箇所が、一件目のハリタ金属株が運営する施設です。続いて、こちらが加賀産業開発道路、こちらが手取川に架かる川北大橋となります。松任先端技術団地の東側の赤く着色した箇所が、二件目の株ヤマモトが運営する施設です。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設の例です。施設の種類ごとに、処理能力が一定規模を超える場合、生活環境に与える影響が大きいことから、許可が必要となります。

例えば汚泥の乾燥は悪臭、廃油処理は水質悪化、がれきの破碎は騒音などを生ずることから、許可を要します。

今回の案件は、廃プラスチック類の「破碎」施設で、処理能力が一日あたり5トンを超えることから許可を要するものです。

次に、県による廃棄物処理法運用の厳格化について説明いたします。これまで、廃プラスチック類を圧縮装置で処理する場合は、「破碎」に該当しないも

のとして取り扱い、許可は不要としていました。しかし、排水管に用いられる塩ビ管など、廃プラスチック類のうち硬質のものは、圧縮装置で処理を行う場合に割れてしまうことがあり、騒音等が発生します。このことから、法の運用を厳格化し、処理に用いる装置にかかわらず、対象物が割れる場合は、許可を要する「破碎」施設として取り扱うこととしました。この運用の厳格化により、許可が必要となった二事業者について、今回都市計画審議会に付議するものです。

次に1つ目の福留町のハリタ金属(株)についてご説明します。今回対象となるのは、廃プラの破碎で、施設の処理能力は一日あたり最大約220トンですが、実際の処理は年間で約120トンの計画と聞いております。用途地域は大部分が工業専用地域、一部準工業地域です。石川工業団地内の、橙色で囲んだ斜線の部分が今回の申請区域、その中の赤色の部分が処理施設です。搬入車両は県道鶴来美川インター線から工業団地内道路を通ります。右上の写真にあるとおり、道路幅員は約12mであり、交通上の支障は特段ないと判断しております。また、関係機関等への説明及び調整も終えており、白山市都市計画審議会においても支障ないとの意見を得ております。

以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないものと判断しております。

続いて、大竹町の株ヤマモトについてご説明します。今回対象となるのは、廃プラの破碎で、施設の処理能力は最大で一日あたり約166トンですが、実際の処理計画は、年間で約18トンと聞いております。用途地域は工業地域です。

松任先端技術団地の東側の、橙色で囲んだ斜線の部分が今回の申請区域、その中の赤色の部分が処理施設です。搬入車両は県道鶴来水島美川線から市道を通って出入りします。右上の写真にあるとおり、道路幅員は約7mであり、交通上の支障は特段ないと判断しております。また、関係機関等への説明及び調整も終えており、白山市都市計画審議会においても支障ないとの意見を得ております。

以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないものと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

○福村委員： 敷地要件に3つありまして、その1つである緑地の保全・整備が望ましいとありましたが、そんな条件を付けられるかどうか。そういうことが考慮されているかどうか。ちょっと、お伺いします。

◆川上会長： では、説明をお願いします。

◎事務局： ハリタ金属(株)の方を具体的に説明いたしますと、緑化などの配慮についてでございますが、この処理施設については、現在も操業されている状況でございます。

ます。新たに何か機械が加わるとか、処理が追加されるといったものではないという状況でございます。

緑化という点でございますが、敷地の周囲に緑を配置しております。工業団地側ではない方につきましては、緑化を施す、若しくは、ハリタに関しては屋上緑化等を用いるなど、環境面への取組みというのをも併せて行っているというふうに確認しております。

◆川上会長： よろしいでしょうか。

○福村委員： はい。

◆川上会長： 他に何かございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局： お配りしてありますA3の、参考資料「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。こちらは、前回第162回審議会の9月3日以降に、市町において決定告示された案件の一覧でございます。金沢都市計画 用地地域の変更を始めとして、全部で21件ございます。詳細につきましては割愛させていただきますが、下の方に内訳がございます。土地利用に関する案件が8件、都市計画道路など都市施設が9件、市街地開発事業が4件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特に意見もないようですので、以上で本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 委員の皆様、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第163回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。